

令和 7 年度沖縄観光グローバル事業 「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和 7 年度沖縄観光グローバル事業「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日まで

3 業務目的

沖縄県では、第 6 次沖縄県観光振興基本計画「世界から選ばれる持続可能な観光地」を目指し、観光客数の増加と並行して、消費額の向上と平均滞在日数の延伸を図るための取り組みを行っている。令和 6 年度は日本からの観光客数は過去最高を記録しているものの、外国人観光客数は回復しているが、ピーク時の 70%程度に留まっている。

本事業は、平成 24 年度及び 27 年度に実施された「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」の海外市場マーケティング調査から 10 年が経過していることから、近年の外部環境や各国各地域の旅行者意識の変化等を踏まえた見直しを行うことを目的とする。

4 対象市場

- (1) 重点地域：韓国・中国（北京・上海・広州）・香港・台湾
- (2) 戦略開拓：シンガポール・タイ・マレーシア・ベトナム・フィリピン・インドネシア
- (3) 新規開拓：米国（西海岸・東海岸）他、主要とする都市
欧州（イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン）
豪州（シドニー・メルボルン）
- (4) 潜在市場：インド・ロシア・北欧（フィンランド・スウェーデン）

5 業務内容

- (1) 戦略地域の見直し

対象市場にあげている区域の見直し及び名称の変更。

平成 24 年度及び 27 年度に実施された「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」の海外市場マーケティング調査から 10 年が経過していることから外部環境や旅行者意識の変化を含めて、県が推進している「世界から選ばれる持続可能な観光地」を目指すために戦略的に 誘致を行うべき市場のすみ分けを行う。

調査を対象とする機関は 2018 年から 2019 年及び 2023 年から 2025 年の推移および今後の需要予測を行い作成すること。また、JNTO など公開データを使用している一人当たりの消費額等も活用しながら沖縄県の新たな観光戦略地域の策定を行う。

(2) 各市場の入域データ

外国人観光客数のうち日本の空港を介して来沖される数字が把握できないため、航空チケット購入の統計情報を用いて分析を行う。

- ① 対象国からの沖縄への訪沖外国人客数
- ② 訪沖外国人の属性（グループ・観光・ビジネス）
- ③ 日本の空港を活用した沖縄入域観光客数
- ④ 海外の主要空港を経由した沖縄入域観光客数（空港及び国籍）

(3) 需要予測調査（アンケート調査）

効果的なプロモーションを実施するために、対象市場へのアンケート調査を行い、その結果を分析すること。

＜調査仕様＞

- ① 調査手法：WEB アンケート調査
- ② 対象者：下記の条件にすべて合致する旅行者
 - ア 年 1 回以上海外旅行に行く
 - イ パッケージツアーではなく、個人旅行者
 - ウ 大手ホテル予約サイト社でホテル評価が☆3.5 以上（5 点満点）のホテルに宿泊例：5 点満点中の場合 ☆3.5 以上
3 点満点の場合 ☆2.0 以上
10 点満点の場合 ☆7.0 以上
ただし、対象者の詳細については、受託後に県と協議のうえ決定する。
- ③ サンプル数：各市場 400 サンプル以上
- ④ 調査対象 「4. 対象市場」の中から、10 以上の国・地域を選定して調査するものとし、その理由を提案すること。予算やスケジュールを踏まえ、対象の絞り込みの検討が可能だが、事業開始後に協議の上、決定する。
- ⑤ 設問内容：沖縄県の観光地としての認知度や来訪意向等の実態把握ができる設問を含め、その他有効と思われる設問項目を提案すること

(4) 外国人誘客の効果測定

沖縄観光グローバル事業での効率的なプロモーションを行うため、各地域でのターゲット

ット層、プロモーション方法などを今後検討する土台となるデータの収集を行うとともに、課題を抽出したうえで次年度以降の取組みにつなげられる内容があれば提案すること。

6 成果物

本事業の成果物として、以下を沖縄県に納品すること。

- (1) 「5 業務内容」に係る全ての制作物
- (2) 事業報告書（電子データ一式）
- (3) 事業報告書概要版（電子データ一式）
※ 可能な限り、(2)の50%以内のページ数にすること
- (4) 事業報告書（沖縄観光マーケティングハンドブック）10冊
- (5) その他沖縄県が提出を指示するもの

7 業務の再委託

- (1) 再委託の定義

本業務委託仕様書で定める再委託については、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部または一部について、第三者（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいう。

- (2) 第三者への委任又は請負の範囲

- ① 本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は、以下のとおりとする。

ア アンケートツールの作成及び回収

イ アンケート実施での人員配置

ウ その他本事業を効果的に実施するために必要な業務であつて、県と協議を行った業務

エ その他、簡易な業務

「5 業務内容」の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本委託業務を遂行する上で必要な直接経費で第三者において企画判断や管理運営等を伴わない経費は、需用費、役務費、使用料／賃借料等の中で適切に整理及び管理を行うこと。

- (3) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- (4) 契約の主たる部分の再委託の禁止

委託業務の成果に密接に関わる業務など、受託者が履行する必要がある次の業務（以

下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

【契約の主たる部分】

(ア) 契約金額の 50 %を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務

ただし、業務の履行上、これにより難い特別な事情がある場合は、予め沖縄県と協議の上認めた場合に限り、これと異なる取扱いをすることがある。

(5) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

(6) 再委託の申請及び承認

業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、以下の手続きにより再委託開始予定日の 10 日前までに、「再委託承認申請書」を沖縄県観光振興課に提出し、事前に沖縄県から再委託の承認を受けるものとする（様式については、業務委託契約前の協議時に提示する）。

ただし、以下に該当する場合は、業務の管理運営上、再委託の申請及び承認の手続きを省略できるものとする。

① 業務委託契約書案第 2 条に定める、受託者が作成する実施計画書において、再委託先の選定方法、再委託の内容、概算額等の内容が明記された業務で、実施計画の一部として沖縄県が承認したもの。

② 契約（請負）額が 100 万円未満で、再委託先において企画判断や管理運営等を伴わない業務

③ その他、金額にかかわらず、以下の簡易と認められる業務

ア 資料の収集、整理

イ 複写、印刷、製本

ウ 原稿、データの入力及び集計

エ その他、沖縄県と協議を行った上で認める簡易な業務

(7) 再委託先との追加契約

企画競争等の所定の手続きを経て契約した再委託先との追加契約は、原則として認めない。ただし、再委託先との契約後に発生した、事前に予期できなかった事由、天災等による不可抗力、緊急性のある対応については、沖縄県と速やかに協議を行い承認した場合に限り、追加契約を認めるものとする。

8 一般管理費

- (1) 一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。
- (2) 一般管理費は、次の計算式により算定すること。

【一般管理費の算定方法】

(人件費＋事業費－再委託費（※）) × 10/100 以内（小数点以下切捨て）

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者（委託又は準委任して行わせるために必要な経費）に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

〔請負契約の例〕

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

9 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は企画提案のために設定したものであり、事業執行のための業務委託仕様書は、業務委託契約前の協議において沖縄県から委託候補者に提示する。
- (2) 委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。企画提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) 本事業は国庫補助を活用して実施するものであり、受託者は、会計管理にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に業務及び会計処理を行うこと。
- (4) この他、本仕様書に記載又は定めのない事項については、沖縄県観光振興課との協議により決定又は実施するものとする。

以上